第一項の表二二二の項を次のように改める。

222	削除

第一項の表二二四の項を次のように改める。

224	削除

第一項の表二二六の項を次のように改める。

226	削除

第一項の表二三〇の項を次のように改める。

230	削除

第一項の表二四九の項を次のように改める。

249	削除

第一項の表二五五の項を次のように改める。

255	削除

第一項の表二七八の項を次のように改める。

278	削除

十九　平成十九年総務省告示第六百三十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表九の項を次のように改める。

9	削除

第一項の表一六の項を次のように改める。

16	削除

第一項の表二六の項を次のように改める。

26	削除

第一項の表三〇の項を次のように改める。

30	削除

第一項の表四七の項を次のように改める。

47	削除

第一項の表五五の項及び五六の項を次のように改める。

55	削除
56	削除

第一項の表六〇の項を次のように改める。

60	削除

第一項の表六二の項を次のように改める。

62	削除

第一項の表六六の項を次のように改める。

66	削除

第一項の表一三七の項を次のように改める。

137	削除

第一項の表一三九の項を次のように改める。

139	削除

第一項の表一四九の項及び一五〇の項を次のように改める。

149	削除
150	削除

第一項の表一五三の項を次のように改める。

153	削除

第一項の表一五六の項を次のように改める。

156	削除

第一項の表一六二の項及び一六三の項を次のように改める。

162	削除
163	削除

第一項の表一八三の項を次のように改める。

183	削除

第一項の表一八八の項を次のように改める。

188	削除

第一項の表一九五の項を次のように改める。

195	削除

第一項の表二〇五の項及び二〇六の項を次のように改める。

205	削除
206	削除

二十　平成二十年総務省告示第六十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表二九の項を次のように改める。

29	削除

第一項の表四六の項を次のように改める。

46	削除